

2020～2021 年度 336 複合地区ガバナーエレクト会議

日 時：2021 年 5 月 23 日（日）13：00～14：00

形 式：WEB Zoom 複合事務局ホスト接続

出欠：

ガバナー協議会 議長	岡村 聖爾	○
ガバナー協議会 副議長（A 地区ガバナー）	酒井 公一	○
ガバナー協議会 副議長（B 地区ガバナー）	金礪 毅	○
ガバナー協議会 幹事（D 地区ガバナー）	澤 辰水	○
ガバナー協議会 会計（C 地区ガバナー）	池原 堅	○
ガバナー協議会次期議長予定者	福永 栄一	○
A 地区ガバナーエレクト	蔵本 守雄	○
B 地区ガバナーエレクト	平山 智雄	○
C 地区ガバナーエレクト	三島 英揮	○
D 地区ガバナーエレクト	大野 美雄	○
ガバナー協議会 事務局運営委員長	野口 裕司	○
ガバナー協議会 事務局運営委員（A 地区キャビネット幹事）	白坂 吉友	○
ガバナー協議会 事務局運営委員（B 地区キャビネット幹事）	坂本 誠	○
ガバナー協議会 事務局運営委員（C 地区キャビネット幹事）	水野 勝則	○
ガバナー協議会 事務局運営委員（D 地区キャビネット幹事）	松岡 寿一郎	○
ガバナー協議会 次期事務局運営委員長予定者	森田 安芸彦	○
ガバナー協議会 次期事務局運営委員予定者（A 地区キャビネット幹事予定者）	長尾 和彦	○
ガバナー協議会 次期事務局運営委員予定者（B 地区キャビネット幹事予定者）	山田 隆嗣	○
ガバナー協議会 次期事務局運営委員予定者（C 地区キャビネット幹事予定者）	高東 信男	○
ガバナー協議会 次期事務局運営委員予定者（D 地区キャビネット幹事予定者）	山崎 敏弘	○

次 第

開会あいさつ	
ガバナー協議会議長	岡村 聖爾

協議事項 1
2021～2022 年度 336 複合地区組織について

①協議会議長選任について

②ガバナー協議会構成員の互選

議長 福永 栄一 / 副議長 三島 英揮 / 副議長 大野 美雄 / 幹事 蔵本 守雄 / 会計 平山 智雄

③追加構成員の有無について

④顧問 4 名の委嘱について

国際理事 渡部 雅文 / 元国際理事 谷野 徹 / 元国際理事 藤井 基博 / 元国際理事 名越 勉

⑤次期組織表（案）について

・（一社）日本ライオンズ各委員会部分への追記事項

・ IT 特別委員会の名称について

『IT・MC・情報特別委員会』へ変更し、委員長、副委員長、委員 2 名とする。

・ 336 複合地区 IT・MC・ライオンズ情報委員会組織図（案）とアラート委員会組織図（案）について

資料① 2020-2021 年度複合地区組織表P4

資料② 2021-2022 年度複合地区組織表（案）P5

資料③ 高岡委員長協議依頼事項と IT・アラート関連新組織図（案）P6～8

・ GAT 中村元国際理事よりの各コーディネーターの推薦指名の扱いについて

協議事項 2
2021～2021 年度ガバナー協議会について

①ガバナー協議会開催日程と開催地（会場）について

開催回	開催年月日	担当地区／開催市／会場名
第 1 回	2021 年 8 月 26 日（木）	[A 地区] [岡山市] ホテルグランヴィア岡山
第 2 回	2021 年 10 月 28 日（木）	[B 地区] [岡山市] ANA クラウンプラザホテル岡山
第 3 回	2022 年 1 月 27 日（木）	[C 地区] [岡山市] ホテルグランヴィア岡山
第 4 回	2022 年 3 月 24 日（木） 25（金）	[D 地区] [岡山市] ホテルグランヴィア岡山
第 5 回	2022 年 6 月 16 日（木）	[C 地区] [広島市] オリエンタルホテル広島

※第 4 回は、1 日目にガバナー協議会と次期組織検討会、2 日目に次期五役研修会と連絡会議を開催。
 ※第 5 回（新旧引継ぎ会）開催の場合、出席対象者と会議形式についてはガバナー協議会にて協議する。

②第 1 回～5 回ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議の出席対象者について

[2020～2021 年度]参照 ※第 5 回は中止決定（2021/5/12）

役 職	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
顧問	○	○	○	○	○
複合地区各委員会委員長／コーディネーター	○	×	×	○	○
（一社）日本ライオンズ各委員会委員	○	×	×	○	○
第一副地区ガバナー	○	○	○	○	○
第二副地区ガバナー	○	○	○	○	○
IT 特別委員 ※第 3 回急遽出席要請	○	×	○	○	○
年次大会委員長	×	×	○	○	○
その他複合地区役員	○	×	×	○	○

[2021～2022 年度(案)]

役 職	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
顧問	○	○	○	○	○
複合地区各委員会委員長／コーディネーター	○	○	○	○	○
（一社）日本ライオンズ各委員会委員	○	○	○	○	○
第一副地区ガバナー	○	○	○	○	○
第二副地区ガバナー	○	○	○	○	○
IT 特別委員 ※新委員会名称要確認	○	○	○	○	○
年次大会委員長	○	○	○	○	○
その他複合地区役員	○	○	○	○	○

③懇親会登録料について

※例年 10,000 円を、総支給額：旅費（交通費＋宿泊費）＋夕食代との相殺で集金、総支給額を超えない方からは当日現金にて集金。個人名宛での領収証を当日お渡しする。

協議事項 3
2021-2022 年度複合地区運営費会計予算案について

資料④ 2021-2022 年度複合地区費複合地区会計予算書P9～16

協議事項 4
複合地区費・複合地区大会費 振込銀行口座について

※例年 7 月 1 日付で口座名義となる会計名を変更
 ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区 会計 池原 堅 ⇒ 平山 智雄

資料⑤ 複合地区ガバナー協議会事務局取引銀行P17

協議事項 5	
複合地区各種規定（現行）の確認 ※継続審議部分含む	

・旅費規程	資料⑥	P18
・慶弔規程	資料⑦	P19
・緊急援助資金規定	資料⑧	P20
・委員会運営内規	資料⑨	P21
・事務局運営委員会規定	資料⑩	P22
・事務局規定	資料⑪	P23
・事務局就業規則	資料⑫	P24-27
・事務局給与規則	資料⑬	P28-29

協議事項 6	
次年度大会について	

[次年度予定]

- ・第 59 回 OSEAL フォーラム ※5/17 現在詳細未定
開催日：2021 年 11 月〇日～〇月〇日
開催地：済州市（韓国）
- ・第 68 回複合地区年次大会
開催日：ゴルフ/前夜祭 2022 年 5 月 21 日(土) 分科会/総会/式典 5 月 22 日(日)
開催地：広島市 会場：国際会議場 前夜祭会場：ANA クラウンプラザホテル広島
ホストクラブ：336-C 地区 5R1Z・5R2Z・5R3Z の 23 クラブ
大会委員長：山田 春男
- ・第 104 回国際大会 ※5/17 現在詳細未定
開催日：2022 年 7 月 1 日～7 月 5 日 予定
ニューデリー（インド）

その他	

- ・今年度で複合地区役員を退任される方について確認
第 5 回ガバナー協議会中止に伴うお礼（商品券）贈呈について
- ・日本赤十字社中四国ブロック血液センター（広島）との意見交換会について
例年 7～8 月に意見交換会が行われているが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、血液センターより中止の旨連絡を受けた。岡村議長と各地区現ガバナー（キャビネット事務局宛）へ文書が送付されている。
- ・【緊急：大会参加・迎接・プロトコール委員長 福代 明正】
各地区ガバナーへバーチャル国際大会の登録料 \$ 75 の半額を負担していただき、336 複合地区内登録者数目標 400 人を達成したい旨要請をさせていただいたが、より登録者数を増やす為に、登録料の残金 \$ 37.5 を 336 複合地区で負担していただきたい。

【負担額】

400 人(目標数) - 231 人(5/6 現在の登録者数) = 169 人 × \$ 75 = \$ 12.675
\$ 12.675 × 110 = 1,394,250 円の半額を各準地区と複合で折半したい

閉会あいさつ	
ガバナー協議会議長	岡村 聖爾



2020～2021年度 ライオンズクラブ国際協会 336複合地区組織表

2021/3/8 現在

336複合地区ガバナー協議会構成員			
議 長	岡村 聖爾	D	下関北
副議長	酒井 公一	A	高知りょうま
副議長	金礪 毅	B	岡山京山
幹 事	澤 辰水	D	下 関
会 計	池原 堅	C	福山久松

336複合地区ガバナー協議会顧問			
国際理事	渡部 雅文	B	倉敷西
元国際理事	谷野 徹	D	下関西
元国際理事	藤井 基博	C	福山東
元国際理事	名越 勉	B	倉 吉

336複合地区各委員会			
会則および付則・運営マニュアル編集委員長	担当ガバナー：金礪 長崎 孝太郎	C	広島フェニックス
MC・ライオンズ情報・IT・アラート委員長	担当ガバナー：酒井 高岡 英治	A	松山湯築
YCE・国際関係委員長	担当ガバナー：池原 高橋 淳	C	広島デルタ
青少年・LQ委員長	担当ガバナー：池原 中林 嘉明	D	光
大会参加・迎撃・プロトコール委員長	担当ガバナー：金礪 福代 明正	D	出雲中央
環境保全・保健福祉委員長	担当ガバナー：澤 小野 宗次	B	倉敷真備

LCIFキャンペーン100			
副エリアリーダー	大谷 博	B	岡 山

(一社)日本ライオンズ各委員会			
国際理事候補者選挙管理委員会			
委 員	川辺 信郎	A	徳島城山
ライオン誌日本語版委員会			
委 員	玉浦 厳	C	三原浮城
日本ライオンズ監査			
委 員	今井 誠則	C	広島紅葉

LCIF 担当ガバナー：池原			
コーディネーター	橋本 充好	A	高知柏

GLT 担当ガバナー：澤			
コーディネーター	矢野 敏明	D	松江葵
メンバー	市村 通夫	A	鴨 島
メンバー	西尾 慎一	B	鳥 取
メンバー	弓場 秀俊	C	三 原
メンバー	中島 繁	D	宇部かたばみ

GMT 担当ガバナー：酒井			
コーディネーター	真鍋 隆	A	こんびら
メンバー	蔵本 守雄	A	高松源平
メンバー	平山 智雄	B	津山鶴山
メンバー	三島 英揮	C	福山東
メンバー	大野 美雄	D	松 江

GST 担当ガバナー：澤			
コーディネーター	藤本 幸嗣	D	岩国桜

FWT 担当ガバナー：酒井			
コーディネーター(正)	有本 みどり	B	岡山ハーモニー
コーディネーター(副)	鶴飼 恵美	C	広島紅葉

会則および付則・運営マニュアル編集委員会 担当ガバナー：金礪			
副委員長	真鍋 隆	A	こんびら
委 員	金礪 毅	B	岡山京山
委 員	高橋 淳	C	広島デルタ
委 員	福田 拓之	D	下関北

緊急援助資金委員会			
委員長	岡村 聖爾	D	下関北
委 員	酒井 公一	A	高知りょうま
委 員	金礪 毅	B	岡山京山
委 員	池原 堅	C	福山久松
委 員	澤 辰水	D	下 関

336複合地区監査			
委 員	関野 邦夫	A	東 予
委 員	太田 健一	B	総社雪舟
委 員	松尾 敏弘	C	福山ピース

アラートチーム 担当ガバナー：酒井			
統括リーダー	高岡 英治	A	松山湯築
副統括リーダー	小野 宗次	B	倉敷真備

ガバナー協議会事務局運営委員会			
委員長	野口 裕司	D	下関北
委 員	白坂 吉友	A	高知りょうま
委 員	坂本 誠	B	岡山京山
委 員	水野 勝則	C	福山久松
委 員	松岡 寿一郎	D	下 関

IT特別委員会 担当ガバナー：酒井			
委 員	長尾 和彦	A	高松源平
委 員	難波 進	B	岡山あげは
委 員 IT専門委員 (副)	徳永 修	C	尾 道
委 員 IT専門委員 (正)	大木 寿之	D	松江葵

336複合地区ガバナー協議会事務局			
〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所6F TEL : 086-234-0695 FAX : 086-234-0495 E-mail : admin@lions-md336.org 事務局員：高杉/太田			

336複合地区第67回年次大会			
委員長	原 征治	D	下関北



2021～2022年度 ライオンズクラブ国際協会 336複合地区組織表(案)

2021/5/19現在

ガバナー協議会構成員			
議 長	福永 栄一	C	広島ニュー
副議長	三島 英揮	C	福山東
副議長	大野 美雄	D	松 江
幹 事	蔵本 守雄	A	高松源平
会 計	平山 智雄	B	津山鶴山

複合地区各委員会			
会則および付則・運営マニュアル編集委員会 委員長	担当ガバナー：蔵本 安田 克樹	C	竹 原
MC・ライオンズ情報・IT・アラート委員会 委員長	担当ガバナー：平山 高岡 英治	A	松山湯築
YCE・国際関係委員会 委員長	担当ガバナー：蔵本 高橋 淳	C	広島デルタ
青少年・ライオンズクエスト委員会 委員長	担当ガバナー：大野 酒井 公一	A	高知りょうま
大会参加・迎接・プロトコール委員会 委員長	担当ガバナー：大野 福代 明正	D	出雲中央
環境保全・保健福祉委員会 委員長	担当ガバナー：三島 長崎 孝太郎	C	広島フェニックス

LCIFキャンペーン100			
副エリアリーダー	大谷 博	B	岡 山

LCIF 担当ガバナー：大野			
コーディネーター	橋本 充好	A	高知柏

GMT 担当ガバナー：平山			
コーディネーター	真鍋 隆	A	こんびら
メンバー	市村 通夫	A	鴨 島
メンバー	西尾 慎一	B	鳥 取
メンバー	弓場 秀俊	C	三 原
メンバー	中島 繁	D	宇部かたばみ

スペシャルティクラブ・FWT 担当ガバナー：平山			
コーディネーター	有本 みどり	B	岡山ハーモニー
副コーディネーター	鶴飼 恵美	C	広島紅葉

緊急援助資金委員会			
委員長	福永 栄一	C	広島ニュー
委 員	蔵本 守雄	A	高松源平
委 員	平山 智雄	B	津山鶴山
委 員	三島 英揮	C	福山東
委 員	大野 美雄	D	松 江

アラートチーム 担当ガバナー：平山			
統括リーダー	高岡 英治	A	松山湯築
副統括リーダー	小野 宗次	B	倉敷真備

IT・MC・情報特別委員会 担当ガバナー：平山			
委員長	大木 寿之	D	松江葵
副委員長	濱本 義樹	C	尾道向島
委 員	難波 進	B	岡山あげは
委 員	五味 俊一	A	三木さぬき

第68回年次大会			
委員長	山田 春男	C	広島ニュー

ガバナー協議会顧問			
国際理事	渡部 雅文	B	倉敷西
元国際理事	谷野 徹	D	下関西
元国際理事	藤井 基博	C	福山東
元国際理事	名越 勉	B	倉 吉

(一社)日本ライオンズ理事会・各委員会			
執 行 理 事			
執行理事	福永 栄一	C	広島ニュー
理 事			
理 事	岡村 聖爾	D	下関北
国際理事候補者選挙管理委員会			
委 員	川辺 信郎	A	徳島城山
アラート委員会			
MD336班長	藤井 信英	B	岡山みらい
ライオン誌日本語版委員会			
委 員	玉浦 巖	C	三原浮城
日本ライオンズ監査			
委 員	矢野 敏明	D	松江葵

GLT 担当ガバナー：三島			
コーディネーター	池原 堅	C	福山久松
メンバー	山崎 勝彦	A	高 知
メンバー	藤井 信英	B	岡山みらい
メンバー	三口 巖	C	宮島口
メンバー	山崎 もとみ	D	大 田

GST 担当ガバナー：三島			
コーディネーター	澤 辰水	D	下 関

会則および付則・運営マニュアル編集委員会 担当ガバナー：蔵本			
副委員長	藤本 幸嗣	D	岩国桜
委 員	田中 貞男	A	東かがわ
委 員	金礪 毅	B	岡山京山
委 員	池原 堅	C	福山久松

複合地区監査			
委 員	関野 邦夫	A	東 予
委 員	太田 健一	B	総社雪舟
委 員	岡村 聖爾	D	下関北

ガバナー協議会事務局運営委員会			
委員長	森田 安芸彦	C	広島ニュー
委 員	長尾 和彦	A	高松源平
委 員	山田 隆嗣	B	津山衆楽
委 員	高東 信男	C	福山東
委 員	山崎 敏弘	D	松 江

336複合地区ガバナー協議会事務局			
〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所6F TEL : 086-234-0695 FAX : 086-234-0495 E-mail : admin@lions-md336.org 事務局員：高杉/太田			

提案者：役職/氏名 MC・ライオンズ情報・IT・アラート委員長 高岡英治

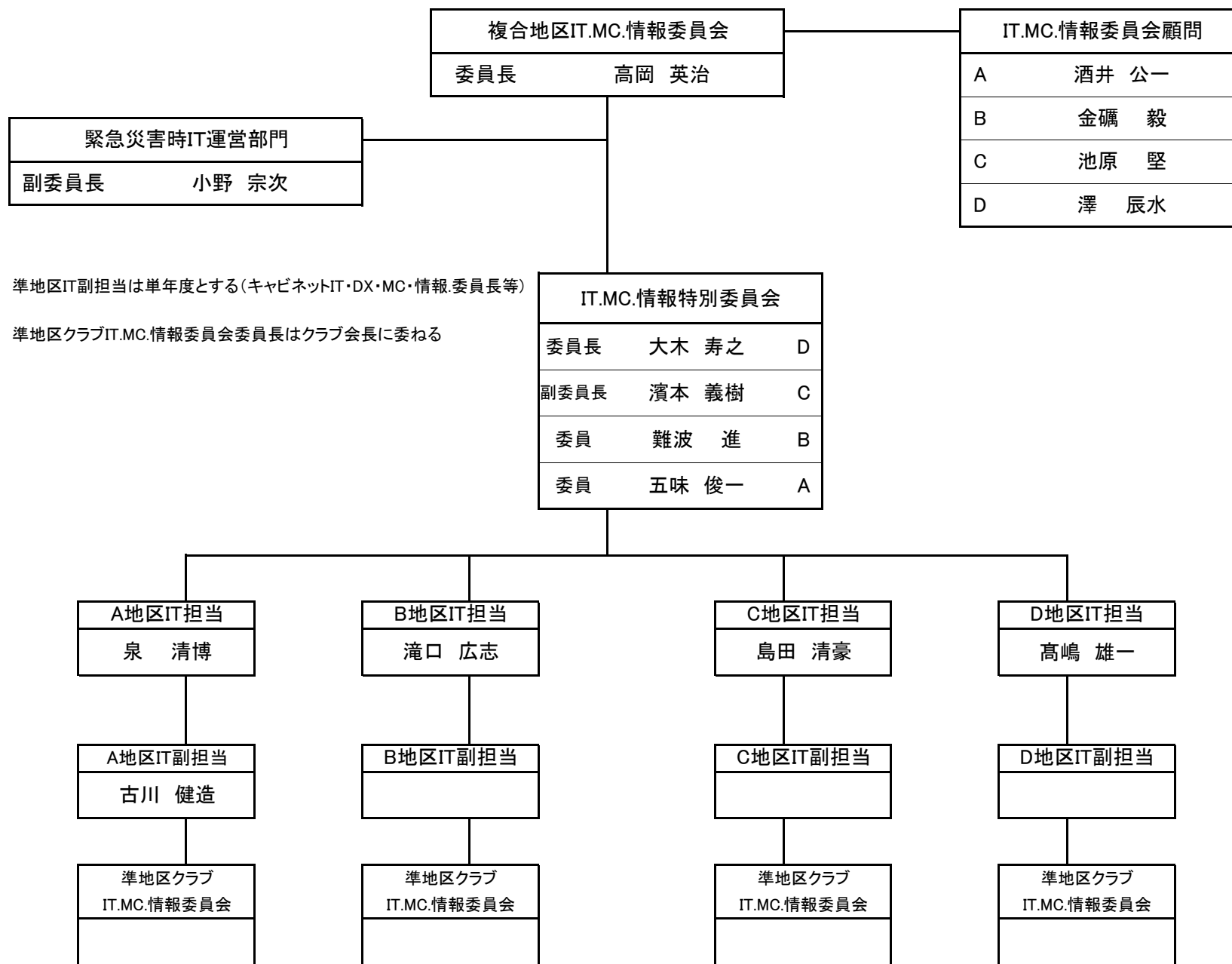
協議事項①	件名	MC・ライオンズ情報・IT・アラート委員会組織構成について（案）
		近年の自然災害が多発している現状を考え、今年度、複合地区でアラートチームを発足、組織図を作成し検討してまいりました。そして準地区・各クラブに於いてもアラート委員会の構築をお願いしました。会議を重ねる中で色々と課題が出てきて、再度活動の指針と方向性を検討いたしました。 1, アラート委員会とIT・MC・情報委員会に分けて独立した委員会としたい。 ※アラートチーム組織図のIT担当と複合IT委員会4名委員の組織図が複雑になっていて解りにくい為。 2, アラート委員会、IT・MC・情報委員会には、発足より今まで熟知されている現ガバナーに顧問として残っていただき指導・相談・協力をお願いします。 3, アラート委員会に、運営部門と実働部門を設け各副委員長を設置します。 4, 各準地区より運営部門には運営リーダー・副運営リーダー、緊急・災害・実働部門には実働リーダー・副実働リーダーを設け、複合の活動と準地区の運動性を持つ特殊性から構成いたしました。 5, 業務や研修の機会において両委員会が協力して会議を持ち、いざという時に備えて下さい。 IT・MC・情報委員会は、災害発生時(特にコロナ禍)、否応なくIT活用が必須状況になります。今年度もコロナ禍によるWEB会議が多数開催されています。ITを駆使したライオンズクラブ運営を推進することが不可欠です。今後も各委員会・日本ライオンズ・OSEAL調整事務局等と連携してITを推進していただきたい。 6, IT特別委員会の専門委員(正・副)の役職名を廃止して、特別委員とする。特別委員の中から委員長・副委員長を選任する。 7, IT特別委員会は、IT・MC・情報特別委員会に名称変更したい。 8, 委員会の中に、緊急災害時IT運営部門を設置し副委員長を設ける。 ※災害時、複合の組織運営を熟知した者がIT・MC・情報委員会と連携して、アラート委員会・準地区・クラブの現状を迅速に把握して、対策を練ってほしい。 9, 各準地区より、IT担当を選出していただき、複合の会議に出席してほしい。 10, 各準地区には、IT副担当を選出して、準地区のクラブの指導・周知・連携をお願いいたします。 ※添付書類 336 複合地区アラート委員会組織図（案） 336 複合地区IT・MC・情報委員会組織図（案）

協議事項②	件名	MD336 組織図への(一社)アラート委員会追記について（案）
		(一社)日本ライオンズ各委員会のアラート委員会を追記して頂き、336 複合地区班長に藤井信英氏の役職を記載して頂きたくお願い申し上げます。これからの活動に必要な役職であり、立ち位置を明確にして、事に当たって頂きたい。

336複合地区IT.MC.ライオンズ情報委員会組織図(案)

期間2021.7～2024.6

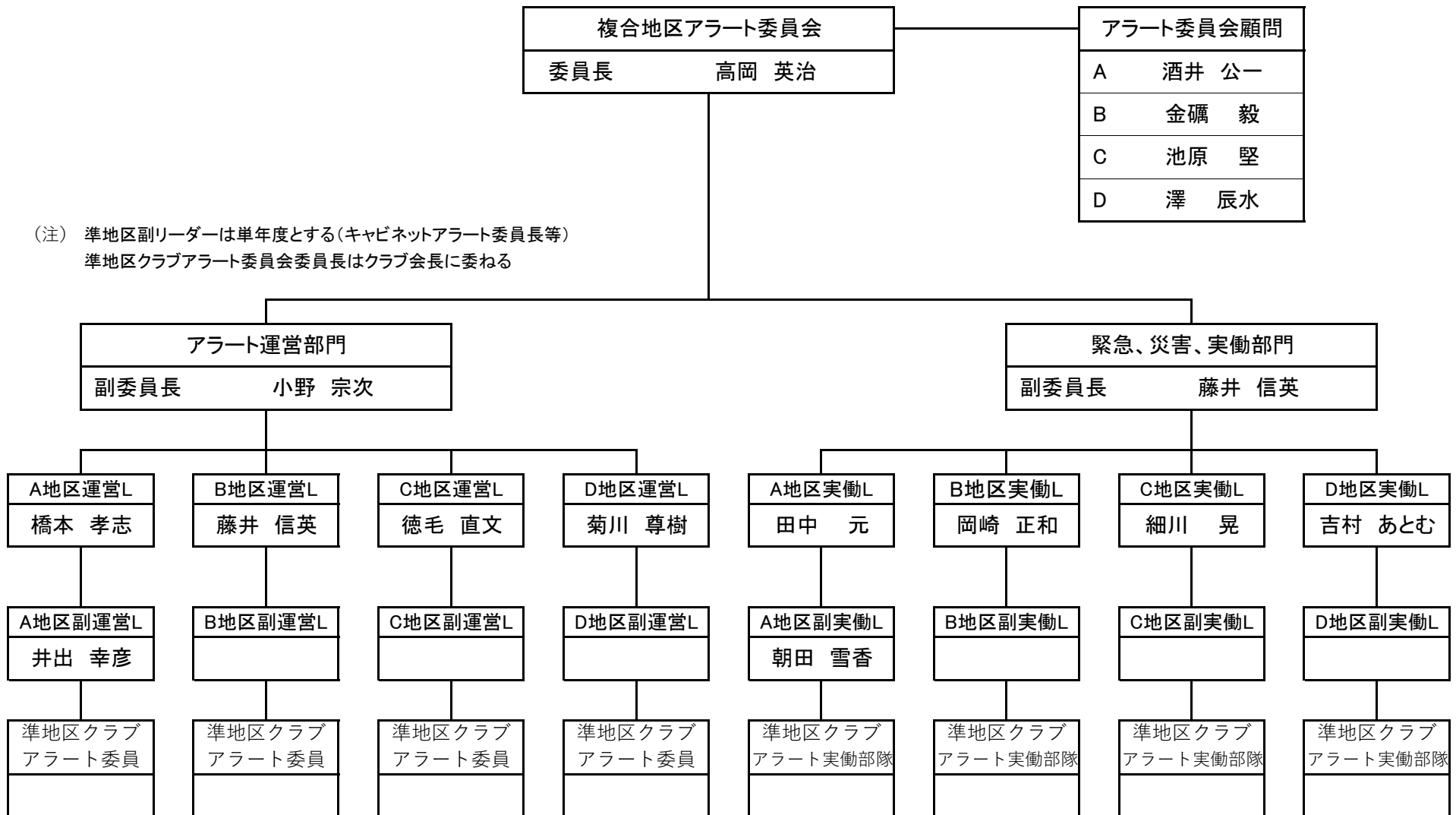
2021年5月12日



336複合地区アラート委員会(アラートチーム)組織図(案)

期間 2021.7～2024.6

2021年5月12日



2021-2022年度 複合地区運営費会計予算(案)

【収入の部】

勘定科目	2020-2021年度 予算	2021-2022年度 予算(案)	備 考
複合地区費	21,336,000	21,291,280	[2020-2021年度上期]¥10,550,760+ [2020-2021年度下期]¥10,740,520=¥21,291,280
複合地区大会費	12,041,280	12,169,120	[2020-2021年度上期]¥6,031,680+ [2020-2021年度下期]¥6,137,440=¥12,169,120
日本ライオンズ費	12,288,000	12,069,600	[2020-2021年度上期]¥6,012,960+ [2020-2021年度下期]¥6,056,640=¥12,069,600
受取利息	160	160	[入金確認日:2020.8.17]¥74+ [入金確認日:2021.2.15]¥69=¥143
MD336運営マニュアル 販売収入	0	0	
雑収入	0	0	
計	¥45,665,440	¥45,530,160	

2021-2022年度 複合地区運営費会計予算(案)

【支出の部】

勘定科目	2020-2021年度 予算	2021-2022年度 予算(案)	備 考	
会議費	545,000	↑ 3,500,000	《ガバナー協議会第1回～5回会場費・懇親会費/その他各委員会会場費》 ◎経理処理内訳：過去¥10,000×人数＝登録料を[預り金]とし、 当日集金分は小口現金で管理。 <u>会場費請求額から登録料を引いた金額を支払い額として計上</u> →現行 登録料を[会議費]とし、当日集金分は一度通帳へ入金。 <u>会場費請求金額を支払い額として計上</u>	資料①参照 [会議費内訳] 参照
旅費交通費	6,500,000	↑ 7,000,000	[2018-2019年度総計]¥6,565,986 [2019-2020年度総計]¥4,463,611	資料①参照
図書印刷費	750,000	100,000	コピー料金¥7,000/月×12か月＝¥84,000	資料②参照
通信費	750,000	750,000	[(コピー機リース料¥27,432+運送費¥2,000+ 電話機リース料¥7,776+通話・インターネット¥20,079)＝¥57,287 ×12か月＝¥687,444]+レンタルサーバー料¥5,238/年+ ドメイン(org.)利用料¥1,886/年＝¥694,568	
人件費	6,800,000	6,200,000	(事務局員給与2名分¥400,000×12か月＝¥4,800,000)+ (賞与¥600,000×2＝¥1,200,000)＝¥6,000,000	
福利厚生費	1,020,000	100,000	事務局日用品(洗剤・除菌ジェル)	資料②参照
慶弔費	100,000	100,000		
家賃	3,200,000	1,700,000	(賃室料・共益費・電力使用量¥120,000+ 事務局員駐車場(1台分)¥8,800+来客用駐車場チケット代¥3,000+ 清掃・ゴミ分別回収費用¥3,080)×12か月＝¥1,618,560	
事務用品費	250,000	↑ 300,000	パソコンリース料¥20,680/月×12か月＝¥248,160 事務用品(用紙代)	
負担金	100,000	削除		
日本ライオンズ費	12,288,000	12,069,600	[2020-2021年度上期]¥6,012,960+ [2020-2021年度下期]¥6,056,640＝¥12,069,600	
退職積立金	360,000	360,000	¥30,000×12か月＝¥360,000	
雑費	200,000	130,000	・前期協議会構成員御礼(商品券¥10,000×5名分) ・任期終了役員御礼(商品券¥10,000×○名分(毎年変更有))	資料②参照
予備費	761,160	200,000		
支払い手数料	0	300,000	振込手数料+両替手数料+ 労務管理顧問料(¥22,000/月)＝¥142,010×2＝¥284,020	資料③参照
法定福利費	0	700,000	¥50,000/月×12か月＝¥600,000(社会保険料)	
消耗品費	0	100,000	パソコンソフト更新料(駆すばあと¥8,800/年+ Acrobat¥24,816/年+¥16,544/年)＝¥50,160	
計	¥33,624,160	¥33,609,600		

過去 ～2019-2020年度	勘定科目	現行 2021年1月下半期以降
摘 要		勘定科目変更部分
会議会場費 来客用お茶代 Zoom使用料	[会議費]	来客用お茶代 ⇒[福利厚生費]
複合地区役員会議旅費 事務局員通勤手当	[旅費交通費]	事務局員通勤手当 ⇒[人件費]
「富士ゼロックス」 パソコン保守費用 ￥24,624/月、￥71,280/年 データ通信サービス料金 ￥3,758/年 ハードディスク保守費用12,960/年 コピー代 「その他」 コピー用紙代 レンタルサーバー料 ￥5,238/年 ドメイン(.org)サービス料*1,886/年 ライオンズ役員必携・運営要項(MD334作成) ホームページ運用・保守費用 ￥55,000/年	[図書印刷費]	※富士ゼロックス：コピー代以外 解約 ※その他：ホームページ運用・保守 解約 コピー用紙代 ⇒[事務用品費] レンタルサーバー料、ドメインサービス料 ⇒[通信費]
電話回線使用料・通話料 コピー機リース料 電話機リース料 運送費 インターネット利用料 切手代	[通信費]	
事務局員給与・賞与	[人件費]	
社会保険料 雇用・労災保険料	[福利厚生費]	社会保険料 ⇒[法定福利費] 雇用・労災保険料 ⇒[仮払金]
吊電/供花	[慶弔費]	
	[負担金]	⇒削除
事務局賃貸料（共益費・電力使用量含む） 事務局員駐車場代	[家賃]	
パソコンリース料 ￥20,680/月 【富士ゼロックス】 給与じまんソフト更新料 ￥27,000/年 Acrobat更新料 ￥24,364/年 【その他】 駅すばあと（旅費検索）ソフト更新料 ￥8,640/年 事務用品(用紙代)	[事務用品費]	※富士ゼロックス：給与じまんソフト 解約 パソコンソフト更新料(Acrobat・駅すばあと) ⇒[消耗品費]
ガバナー協議会懇親会登録料 社会保険料・所得税・市県民税 ライオン誌送料 YCE:台湾委員長来日歓迎会登録料・費用 YCE:来日生送迎費 国際会長公式訪問登録料・協力金 全日本FWTセミナー登録料 アラートフォーラム登録料 8 複合地区GAT会議登録料	[仮受金]	ガバナー協議会懇親会登録料 ⇒[会議費] ※勘定科目[仮受金]⇒[預り金]
前期協議会構成員御礼・任期終了役員御礼（商品券） 振込手数料/両替手数料/残高証明手数料 事務局日用品費(洗剤・除菌ジェル・ポリ袋等)	[雑費]	振込手数料/両替手数料/残高証明手数料 ⇒[支払手数料] 雑貨(洗剤・除菌ジェル・ポリ袋等) ⇒[福利厚生費]

※2021年1月より新導入科目
(池原会計承諾済み)

[支払手数料]	振込手数料/両替手数料/ 労務管理顧問料
[法定福利費]	社会保険料
[消耗品費]	パソコンソフト更新料(Acrobat・駅すばあと)

会議費総計

2018-2019年度

7月26日	LCIF研修会昼食代	11,340
7月26日	LCIF研修会会場費	25,400
8月11日	第1回ガバナー協議会会場費他	561,868
10月27日	第2回ガバナー協議会会場費他	238,920
10月30日	次世代リーダーシップセミナー会場費	575,030
12月13日	第一副地区・第二副地区ガバナー研修会会場費	15,500
1月26日	第3回ガバナー協議会会場費他	384,597
3月19日	第4回ガバナー協議会会場費他	638,562
6月14日	第5回ガバナー協議会会場費他	198,396
会場費計		2,649,613

	USBフラッシュメモリ	3,800
	USBフラッシュメモリ	4,750
	ガバ協打合せ昼食代	6,480
	会議お茶代(稟議承認件数19件/年)	23,142
会議費その他計		38,172

2018-2019年度会議費総計		¥2,687,785
------------------	--	------------

予算¥500,000／決算額¥609,999

2019-2020年度

8月8日	第1回ガバナー協議会会場費他	412,453
9月25日	GMT/FWT合同会議	12,240
10月19日	第2回ガバナー協議会会場費他	241,879
11月26日	第一副地区・第二副地区ガバナー研修会会場費	169,840
1月25日	第3回ガバナー協議会会場費他	389,216
2月25日	336複合地区アラートセミナー会場費 ワークショップ準備物代	36,268
3月19日	第4回ガバナー協議会会場費他	169,649
6月10日	336複合地区内準地区次期三役会議	17,840
会場費計		1,449,385

	Zoom使用料/年	20,100
	336複合地区アラートセミナー講師車代	20,000
	会議お茶代(稟議承認件数24件/年)	22,979
会議費その他計		63,079

2019-2020年度会議費総計		¥1,512,464
------------------	--	------------

予算¥550,000／決算額¥444,164

会議費内訳

過去(2019-2020年の場合)

第1回ガバナー協議会 2019/8/8

アイビススクエア・双葉写真館 請求金額	¥412,453
支払稟議書記載額	¥92,453
・ガバナー協議会会場費	¥58,663
・ガバナー協議会・MD役員連絡会会場費	¥74,750
・懇親会	¥248,800
・記念写真代	¥30,240
・登録料(預り金)	△¥320,000

第2回ガバナー協議会 2019/10/19

ラピタウエディングパレス 請求金額	¥241,879
支払稟議書記載額	¥41,879
・ガバナー協議会会場費	¥20,570
・ガバナー協議会・MD役員連絡会会場費	¥24,200
・懇親会	¥197,109
・登録料(預り金)	△¥200,000

第3回ガバナー協議会 2020/1/25

ANAクラウンプラザホテル松山 請求金額	¥389,216
支払稟議書記載額	¥159,216
・ガバナー協議会会場費	¥55,796
・ガバナー協議会・MD役員連絡会会場費	¥183,920
・懇親会	¥149,500
・登録料(預り金)	△¥230,000

第4回ガバナー協議会 2020/3/19

ホテルセンチュリー21広島 請求金額	¥169,649
支払稟議書記載額	¥19,649
・ガバナー協議会会場費	¥35,695
・次期組織検討会会場費	¥36,454
・懇親会	¥97,500
・登録料(預り金)	△¥150,000

ガバナー協議会支払い金額記載総額	¥313,197
------------------	----------

GMT・FWT合同会議8/27 岡山シティホテル	12,240
第一・第二副地区ガバナー研修会 岡山シティホテル 補助金プログラム差引額	169,840
アラートセミナー2/4 岡山シティホテル	36,268
準地区次期三役会議6/10岡山シティホテル	17,840
ガバナー協議会以外の会場費合計	236,188

会議費合計	¥549,385
会議費（お茶代等）	¥71,187
会議費2019-2020年度合計	¥444,164
会議費2019-2020年度予算	¥550,000

現行2021年1月（下期分以降）

第3回ガバナー協議会 2021/1/22

ANAクラウンプラザホテル岡山 請求金額	¥222,970
登録料	¥0
会場費支払	支払金額 ¥222,970

第4回ガバナー協議会 2021/3/25.26

シーモールパレス 請求金額	¥578,486
登録料当日分(会議費)	入金 ¥120,000
会場費支払	支払金額 ¥578,486

参考資料①

【会議費】

日付	借方金額	貸方金額	摘要
2020/12/31	190,658	0	2020-2021年度 上半期分総額
2021/1/5	52,624		12/27第3回次期議長選任打合せ会 会場室料、飲物代
2021/1/6	6,000		第2回GAT会議登録料差額払戻金（蔵本様、市村様分）
2021/1/6	3,000		第2回GAT会議登録料差額払戻金（西尾様分）
2021/1/6	6,000		第2回GAT会議登録料差額払戻金（三島様、弓場様分）
2021/1/6	3,000		第2回GAT会議登録料差額払戻金（中島様分）
2021/1/25	72,823		1/15前期会計監査/次期議長選任会場費(ANAクラウンプラザホテル岡山)
2021/1/29	222,860		1/22第3回ガバナー協議会会場費(ANAクラウンプラザホテル岡山)
2021/2/8	605		会議お茶代（コヒ-200 g）(オネストコーヒー岡山店)
2021/2/15		72,432	指導力育成補助金(OSEAL)11/27第一第二副地区ガバナー研修会補助金
2021/2/22	129,836		3月分家賃,ドア塗装作業費（岡山商工会議所）
2021/2/26	202,026		2/24GLTコーディネーター会議アラート委員会会場費(ANAクラウンプラザ岡山)
2021/3/23	186,000		3/25.26第4回ガバナー協議会 複合地区役員宿泊費(グァイアイン下関)
2021/3/23	38,533		3/16青少年・ライオンズクエスト委員会 会場費(ANAクラウンプラザホテル岡山)
2021/3/29		120,000	3/25.26ガバナー協議会 懇親会登録料(複合地区役員より当日集金分)
2021/3/31	224,000		3/26第4回ガバナー協議会 懇親会費(ノートルダム下関)
2021/4/6	578,486		3/25.26第4回ガバナー協議会 会場費(下関商業開発(株)シーモールパレス)
	1,916,451	192,432	

計 **¥1,724,019**

【旅費交通費】

日付	借方金額	貸方金額	摘要
2020/12/31	2,263,425	0	2020-2021年度 上半期分総額
2021/1/14	60,880		1/15次期議長選任打合せ会旅費（複合地区役員）岡山駅着
2021/1/14	26,300		1/11会合旅費(複合地区役員)広島駅着
2021/1/14	71,180		1/15前期会計監査旅費(複合地区役員)岡山駅着
2021/1/20	7,620		1/22第3回ガバナー協議会 旅費(複合地区役員)
2021/1/21	284,320		1/22第3回ガバナー協議会旅費(複合地区役員)
2021/2/19	44,510		2/24第3回アラート委員会旅費(複合地区役員)
2021/2/19	97,280		2/24第1回GLTコーディネーター会議旅費(複合地区役員)
2021/3/15	29,180		3/16第1回青少年・ライオンズクエスト委員会旅費(複合地区役員)
2021/3/16	1,000		3/16第1回青少年・ライオンズクエスト委員会 旅費
2021/3/24	624,700		3/25.26第4回ガバナー協議会 複合地区役員旅費
2021/3/29	2,290		3/25ガバナー協議会・関連会議 事務局員移動費(株)下関平成タクシー)
2021/3/29	1,170		3/25ガバナー協議会・関連会議 事務局員移動費(下関山電タクシー(株))
2021/4/6	24,900		4/6GMTコーディネーター会議旅費(複合地区役員)

計 **¥3,538,755**

参考資料②

【図書印刷費】

日付	借方金額	貸方金額	摘要
2020/12/31	316,166	0	2020-2021年度 上半期分総額
2021/1/20	9,046		コピー料金(富士ゼロックス岡山)
2021/2/22	5,500		コピー料金(富士ゼロックス岡山)
2021/3/22	6,486		コピー料金(富士ゼロックス岡山)
2021/4/20	6,817		コピー機料(富士フィルム[旧:富士ゼロックス])
計		¥344,015	

【福利厚生費】

日付	借方金額	貸方金額	摘要
2020/12/31	546,098	0	2020-2021年度 上半期分総額
2021/1/8	10,114		延長コード、アルコール除菌剤他(カウネット)
2021/2/9	1,377		お茶代(イオン岡山店)
2021/2/9	220		スプレーボトル、植物用活力剤(株式会社キャンドウ)
2021/2/26	3,472		印鑑拭き・食器用洗剤など(カウネット)
2021/3/6	383		ポット洗浄中(ZAGZAG奉還町店)
2021/3/31	1,971		コーヒー代(イオン岡山店)
2021/3/31	130		お茶代(来客用)自動販売機
2021/4/26	10,694		除菌スプレー、マルチカード厚口、製本テープ等(カウネット)
計		¥574,459	

【雑費】

日付	借方金額	貸方金額	摘要
2020/12/31	94,041	0	2020-2021年度 上半期分総額
2021/1/12	330		残高証明料(中国銀行)前期監査用
2021/1/12	330		残高証明書(中国銀行)前期監査用
2021/4/23	20,999		プロジェクター購入代(Rui Direct)
2021/4/28	150,000		国際大会バーチャルパレードコンテスト映像制作費(336-A地区キャビネット)
計		¥265,700	

参考資料③

【支払い手数料】

日付	借方金額	貸方金額	摘要
2021/1/5	550		振込手数料（三菱UFJ銀行）
2021/1/5	110		振込手数料（中国銀行）
2021/1/6	440		振込手数料（四国銀行）
2021/1/6	110		振込手数料（中国銀行）
2021/1/6	440		振込手数料（広島銀行）
2021/1/6	440		振込手数料（西京銀行）
2021/1/8	440		振込手数料（三井住友銀行）
2021/1/20	110		振込手数料（中国銀行）
2021/1/20	22,000		顧問料（社会保険労務士法人たけむら）
2021/1/20	110		振込手数料（中国銀行）
2021/1/21	110		振込手数料（中国銀行）
2021/1/21	110		両替手数料（中国銀行）
2021/1/25	110		振込手数料（中国銀行）
2021/1/25	220		振込手数料（中国銀行）給与振込2名分
2021/1/29	110		振込手数料（中国銀行）
2021/2/15	44,000		顧問料（社会保険労務士法人たけむら）顧問料・年末調整/給与支払報告
2021/2/15	110		振込手数料（中国銀行）
2021/2/19	110		両替手数料（中国銀行）
2021/2/22	110		振込手数料（中国銀行）
2021/2/24	110		振込手数料（中国銀行）
2021/2/25	220		振込手数料（中国銀行）給与振込2名分
2021/2/26	110		振込手数料（中国銀行）
2021/3/10	1,650		ファームバンキングサービス手数料（中国銀行）
2021/3/11	40,700		顧問料（社会法人労務士法人たけむら）2月分、法定調査
2021/3/11	110		振込手数料（中国銀行）
2021/3/19	110		振込手数料（中国銀行）
2021/3/23	550		振込手数料（三井住友銀行）
2021/3/23	110		振込手数料（中国銀行）
2021/3/23	110		振込手数料（中国銀行）
2021/3/24	220		両替手数料（中国銀行）
2021/3/24	220		振込手数料（中国銀行）給与振込2名分
2021/3/31	550		振込手数料（山口銀行）
2021/4/6	550		振込手数料（山口銀行）
2021/4/12	1,650		ファームバンキング手数料（中国銀行）
2021/4/12	22,000		顧問料（3月分）（社会保険労務士法人たけむら）
2021/4/12	110		振込手数料（中国銀行）
2021/4/19	550		振込手数料（三菱UFJ銀行）
2021/4/20	110		振込手数料（中国銀行）
2021/4/20	110		振込手数料（中国銀行）
2021/4/25	220		振込手数料（中国銀行）給与振込2名分
2021/4/26	110		振込手数料
2021/4/26	1,650		ファームバンキング解約手数料（中国銀行）
2021/4/28	550		振込手数料（四国銀行）
計	¥142,120		

336 複合地区ガバナー協議会事務局取引銀行について

336 複合地区費および複合地区大会費ほか複合地区関係費の振込銀行を、下記の通り決定致したい。

記

銀 行 名 中国銀行 大供（だいく）支店

預金種目 普通預金

口座番号 1503438

口座名義 ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区
会 計 池原 堅
 （いけはら かたし）

以 上

336 複合地区旅費規程

	交 通 費	食 事 代			宿 泊 料	通信・ 雑費
		朝	昼	夜		
役 員	・ 航空機 （空路線のあるところ） ・ 列車 普通車 （急行・特急を含む。） ・ 船（特等） ・ バス	1,000	1,000	2,000	朝食付実費 （上限10,000円）	0
		合 計 ￥4,000				
職 員	・ 列車 普通車 （急行・特急を含む）	1,000	1,000	2,000	朝食付実費 （上限10,000円）	0
		合 計 ￥4,000				

(注)

1. 交通費は、原則として公共交通機関（バス、船を含む）を利用した場合の最低金額を支給する。
2. サービス料は宿泊料に含むものとする。
3. 宿泊料の支給は用務の都合で必要とする場合のみとし、原則として1泊分が望ましい。
4. 職員に対して、役員と同行の場合は必要に応じて役員と同等級の乗車船、航空機及び宿泊を認める。ただし、航空機使用の場合は、あらかじめ運営委員長の承認を要する。
5. 職員のうち役付職員については、交通費は役員と同等に取り扱うものとする。
6. 旅費支給の対象となる行事
 - (1) 336 複合地区ガバナー協議会
 - (2) 336 複合地区レベルの会議
7. 複合地区ガバナー協議会議長としての職務に関する旅費及び登録料については、実費を支給する（宿泊料の上限は10,000円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
8. 役員がガバナー協議会の要請により役職関連の大会、会合に参加する場合、旅費及び登録料の実費を支給する（宿泊料の上限は10,000円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
9. 協議会事務局から職員を公式行事に派遣する場合。
 - (1) 登録料は実費を支給し、旅費規程に則り旅費を支給する。
 - (2) 現地におけるタクシー代、通信費（私用以外のもの）は、実費を支給する。
10. 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の3分の2以上の賛成を要する。
11. 本規程は、1984年7月1日から実施する。

1999年8月21日	一部改正
2005年8月20日	一部改正
2006年1月28日	一部改正
2006年11月18日	一部改正
2007年10月25日	一部改正
2009年8月12日	一部改正
2011年1月29日	一部改正
2011年7月1日	一部改正
2014年7月1日	一部改正
2017年7月1日	一部改正
2018年10月27日	一部改正
2019年8月8日	一部改正

336 複合地区慶弔規程

1. 地区ガバナー、複合地区各種委員長・委員（以下役員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 役員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 役員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

役 員	¥20,000
配偶者	¥10,000
父 母	¥10,000

 ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (3) 役員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥10,000 程度の金品を贈る。
 - (4) 役員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。
2. 協議会事務局職員（以下職員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 職員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 職員が出産したときは、¥5,000 を贈る。
 - (3) 職員の配偶者が出産したときは、¥3,000 を贈る。
 - (4) 職員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

本 人	¥10,000
配偶者	¥ 5,000
父 母	¥ 5,000

 ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (5) 職員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥5,000 程度の金品を贈る。
 - (6) 職員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。
3.
 - (1) 本規程の実施に当っては、その都度ガバナー協議会によって任命された事務局運営委員会の承認を要する。
 - (2) 本規程各項の金額については、ガバナー協議会議長が特に必要と認めた場合には増額することができる。
 - (3) 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
 - (4) 本規程は、

1984 年 7 月 1 日	から実施する。
1990 年 8 月 19 日	一部改正
2004 年 8 月 21 日	一部改正
2015 年 7 月 1 日	一部改正
2018 年 10 月 27 日	一部改正

336 複合地区緊急援助資金規定

1. 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、2020 年 7 月 1 日現在、10,030,122 円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し、剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配当分）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経てこれを資金に繰り入れることができる。
- (3) 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合（最低額を 1,000 万円として、最低額に不足が出た場合）は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害の内から、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は、ガバナー協議会の構成員をもって構成する。
委員長には、ガバナー協議会議長が当る。

5. 運用

- (1) 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当っては、全委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後、文書でそれを確認することができる。
- (3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。
- (4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、すみやかにその使途を報告する。

6. 委員会は、複合地区会則 12 条 4 項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残高は次期委員会に引き継ぐものとする。

7. 施行および改廃

この規定は、1985 年 7 月 1 日から施行し、以後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の 3 分の 2 以上の賛成投票によって改廃することができる。

1994 年 5 月 22 日改正

（注）第 1 項中の年度と金額は、年度に応じて改定されるものである。

336 複合地区委員会運営内規

1. 336 複合地区各種委員会委員長の招集する諸会合は、この内規によって処理される。
2. 招集
 - (1) 複合地区各種委員会の会議は、ガバナー協議会議長の承認を得て、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で招集する。各地区ガバナーにも同文の写しを送る。
 - (2) 複合地区委員長が準地区委員長を招集する連絡会議あるいは研修会等の開催は、事前にガバナー協議会の承認を得る。ただし、急を要する場合は、議長の承認を得て招集することができる。
招集に当っては、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で各地区ガバナーに派遣を要請する。
 - (3) 各地区ガバナーは、上記いずれの会議にも出席することができる。
 - (4) 会議は、原則として複合地区事務局またはその所在地で開催する。他の場所で開催する場合は、事前にガバナー協議会議長の承認を得る。
3. 会議の運営および報告
 - (1) 会議は複合地区委員長またはコーディネーターが主宰し、開催後 7 日以内にガバナー協議会議長に会議録をもって報告する。事務局はその要録を関係者に配布する。
 - (2) 会議要録に答申あるいは具申等の含まれる場合は、ガバナー協議会はできるだけ早く協議会の意向を取りまとめ、委員長に指示する。
4. 経費

会議費はガバナー協議会が負担するが、旅費は各準地区が負担する。
ただし、ガバナー協議会が委嘱した顧問、委員長・コーディネーター、委員およびガバナー協議会議長が出席を承認した者の旅費は、ガバナー協議会が負担する。
5. その他
 - (1) ガバナー協議会が別に運営内規を定めている委員会は、その内規により運営される。
 - (2) その他運営上必要な事項が生じた場合の措置は、委員長・コーディネーターよりガバナー協議会に要請する。
 - (3) この内規の改正、廃棄はガバナー協議会の議決による。

1990 年 8 月 19 日	制定・施行
2001 年 8 月 4 日	一部改正
2002 年 8 月 3 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2016 年 7 月 30 日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定

第1条 名称

この委員会の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会（以下委員会という）と称する。

第2条 目的

この委員会は、336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）が、その目的を充分に遂行するよう指導管理する。

第3条 構成

議長が指名する運営委員長と、各地区幹事で構成する。

第4条 会合

会合は議長および委員長が必要と認めたとき、または委員会構成員の 3 分の 1 以上の要請があったときに開催する。

第5条 任務

次の任務を遂行する。

1. 複合地区運営に必要な資金および所有財産を、ガバナー協議会の指示により運営管理する。
2. 事務局の指導監督。
3. 事務局の予算作成とその執行の管理。
4. ガバナー協議会資料ならびに議事録の作成。
5. ガバナー協議会開催準備ならびに会場の設営。
6. 複合地区委員長・コーディネーター開催会議の諸準備ならびに会場の設営。
7. 複合地区内各委員長・コーディネーター業務の補助
8. その他、ガバナー協議会議長が必要と認めた事項。

第6条 会計報告

1. 委員会は、ガバナー協議会議長に会計報告を行い、その承認を得なければならない。
2. 委員会は年 2 回以上、複合地区監査委員による監査を受けなければならない。
3. 委員会は監査を受けた都度、その結果を付して、ガバナー協議会に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第7条 改正

本規定の改正には、ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第8条 施行

本規定は 1976 年 7 月 1 日から施行する。

1983 年 5 月 22 日	一部改正
1986 年 5 月 10 日	一部改正
1991 年 5 月 26 日	一部改正し、同年 6 月 21 日施行する。
1996 年 8 月 18 日	一部改正
2000 年 8 月 5 日	一部改正
2002 年 3 月 23 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局規定

第1条 名称

この事務局の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目的

336 複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

第3条 業務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、一般社団法人日本ライオンズ等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他ガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

第4条 運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により事務局運営委員会が行う。

第5条 人事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

第6条 経費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

第7条 改正

本規定の改正はガバナー協議会の決定による。

第8条 施行

本規定は1991年5月26日制定し、同年6月21日施行する。

1996年7月18日 一部改正

2016年7月30日 一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則

第1章 総則

第1条（この規則の効力）

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局職員の就業に関する事項および労働条件を定めたものである。

(2) この規則の定めない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

第2章 服務および職制

第2条（職員の義務）

職員はこの規則およびガバナー協議会が定める諸規定を遵守し、ライオンズクラブの目的と活動の普及・促進のため誠実に職務を遂行する義務を負う。

第3条（職員の職制）

事務局の事務処理を行うため事務局職員を置き、うち1名を事務局長とする。

(2) 事務局長は、ガバナー協議会および事務局運営委員長の指示および助言により事務局の事務を統括し、事務局職員を指導監督する。

(3) 事務局職員は、事務局運営委員長および事務局長の指示・命令を受けて所掌事務を処理する。

第3章 勤務

第4条（所定勤務時間および休憩時間）

職員の勤務時間および休憩時間は次の通りとする。

始 業 午前9時

終 業 午後5時

休憩時間 正午より午後1時まで

(2) 前項の規定にかかわらず業務上必要がある場合は、勤務時間を変更することがある。

第5条（出張および外勤）

業務上の都合により職員に対し、出張その他事務局外で勤務することを命ずることがある。

第6条（時間外勤務または休日勤務）

業務上の都合により、時間外勤務または休日勤務を命ずることがある。

(2) 時間外勤務または休日勤務の実働時間が第4条の規定により算出される平日の実働時間に及んだ時は、許可を得て一ヶ月以内に振替休日を取る事ができる。

(3) 時間外勤務または休日勤務をした時は、給与規則の定めるところにより割増賃金を支払う。ただし、振替休日を与えた場合は、この限りではない。

第7条（欠勤・遅刻・早退の届け出）

職員が疾病その他やむを得ない理由により欠勤・遅刻・早退する時は、その理由、日数をガバナー協議会へ届け出なければならない。予め決定している場合には前日始業時まで、また事後報告となる場合はできるだけ速やかに届け出る。

第4章 休日および休暇

第8条（休日）

休日は次の通りとする。

1. 日曜日
2. 土曜日
3. 国が定めた祝祭日および国民の休日（振り替え休日を含む）
4. 夏期休日 3日（土、日、祝祭日を含まない）
5. 年末年始休日 年末年始の5日間（土、日、祝祭日を含まない）

第9条（年次有給休暇）

6カ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した職員に対して、継続または分割した10日の有給休暇を与える。6カ月経過日からの継続勤務年数に応じて1年後1日、2年後2日、3年後4日、4年後6日、5年後8日、6年後10日を加算し、20日を限度とする。

- (2) 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第10条（公傷休暇）

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要する時は、医師の診断書を提出し複合地区ガバナー協議会がこれを承認した時は療養期間を公傷休暇とする。

第11条（結婚休暇）

職員が結婚する時は、事前に本人の申し出により連続して5日間の結婚休暇を与える。

- (2) 職員の子供が結婚する場合は、2日の休暇を与える。

第12条（服喪休暇）

以下の通り服喪休暇を与える。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 本人の父母、配偶者、子 | 当日を含め7日（休日がある場合は通算する） |
| 2. 本人の祖父母、兄弟姉妹、義父母 | 当日を含め3日（休日がある場合は通算する） |
| 3. その他の親族 | 当日を含め2日（休日がある場合は通算する） |

第13条（出産休暇）

6週間以内（多胎妊娠の場合は14週間）に出産を予定している女性職員が医師の診断書を添えて請求した時は、出産までの休暇を与える。

- (2) 出産の翌日から8週間の休暇を認める。

第14条（公民権行使の時間）

職員が勤務時間中に選挙権の行使、裁判員その他公民としての権利を行使するため予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- (2) 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することができる。

第5章 人事

第15条（採用）

事務局は募集に応募した者の中からガバナー協議会の承認を得、所定の手続きを経た者を試用職員として採用する。ただし、ガバナー協議会が特に試用期間を必要としないと認めた者は正規職員として採用する。

- (2) 採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書・写真
2. 最終学校卒業証明書
3. 健康診断書
4. その他ガバナー協議会が必要と認める書類

第16条（試用期間）

試用期間は3ヶ月とする。

- (2) 試用期間をつつがなく勤務した後、正規職員（雇用期間がある場合がある）として採用する。その場合、試用された日からの採用とし、試用期間は勤続年数に加算する。

第17条（退職）

職員が次の各号のいずれかに該当する時は退職とする。

1. 本人が退職を願い出て、ガバナー協議会が承認した時
2. 死亡した時
3. 休職期間が満了した時（自己都合退職とみなす）

第18条（退職願）

職員が退職しようとする場合、少なくとも2ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

- (2) 前項により、退職願を提出したものは、ガバナー協議会の承認があるまでは引き続き従前の業務に服さなければならない。

第19条（解雇）

職員が次の一に該当する時は30日前までに予告するか、もしくは30日間の平均賃金を支払って解雇する。

1. 精神または身体の障害のため業務に耐えられない時
2. 業務能率が著しく劣り、向上の見込みがない時
3. やむを得ない事由で業務を縮小し、または解散する時
4. その他、前各号に準ずる時

第20条（解雇制限）

職員が次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間、およびその後30日間
2. 産前産後の女性職員が、第13条により休業する期間、およびその後30日間

第21条（休職）

次の各号の一に該当する場合は休職とする。

1. ガバナー協議会命令により、ガバナー協議会以外の業務に従事する時
 2. 本人の申請によりガバナー協議会が認めた時
 3. 業務外の疾病により6ヶ月以上欠勤する時
 4. 育児休業、介護休業等が生じた時
- (2) 前項の1および2についての休職期間は、その都度定め、3号の場合は6ヶ月とする。
- (3) 育児休業、介護休業等については、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めによる。
- (4) 第1項各号の休業および前各号の休職期間については無給とする。

第22条（定年）

職員の定年は、満60歳になった時の賃金締切日とする。ただし、65歳までは再雇用の機会を与え、1年ごとに更新をする。

- (2) 定年後の給与について、見直しを行う。

第23条（退職金）

職員が退職する場合、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章 給与および諸給付

第24条（給与）

職員の給与、退職金については別に定める。

第7章 賞罰

第25条

職員が以下に該当する場合は、ガバナー協議会の決議に基づく。

第26条（褒章）

1. 永年にわたる勤務
2. ガバナー協議会が特に必要と認めた時

第27条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

1. 訓告……………文書により将来を戒める。始末書をとる場合もある
2. 減給……………1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金締切期間における賃金総額の10分の1以内で減給する
3. 出勤停止……………7日以内の出勤停止を命じその期間の賃金は支給しない
4. 降職……………役職を解く
5. 論旨退職……………退職願を出すように勧告する。なお勧告した日から3日以内にその提出がない時は、懲戒解雇とする。

6. 懲戒解雇…………… 予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合所轄労働基準監督署長の認定を受けた時は解雇手当を支給しない

第28条（懲戒）

下記のいずれかに該当した時は、その軽重により前条を適用する。

1. 無断もしくは正当な理由なく欠勤が続く時（14 日以上の場合は懲戒解雇とする）
2. 刑事事件で有罪の判決を受けた時
3. 飲酒運転を行った時
4. 重要な経歴を偽り、採用された時
5. 故意または重大な過失により災害または業務上の事故を発生させガバナー協議会に重大な損害を与えた時
6. 職務上の地位を利用し第三者から報酬を受け、もしくはもてなしを受ける等自己の利益を図った時
7. 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく職員としての体面を汚した時
8. 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった時
9. セクハラ、パワハラを行った時
10. ガバナー協議会の名誉信用を傷つけ、業務に支障を与えた時
11. 業務に関する秘密を外部に漏えいし、ガバナー協議会に損害を与えた時
12. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為をした時

第29条（損害賠償）

職員が故意に重大な過失により、336 複合地区およびガバナー協議会事務局に損害を与えた場合には、その賠償を命ずる事がある。

第8章 附則

第30条（施行および改正）

この規則は 2003 年 7 月 1 日より施行する。

また、この改正は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2007 年 3 月 24 日	一部改正
2013 年 8 月 1 日	一部改定
2014 年 7 月 1 日	一部改定
<u>2020 年 8 月 7 日</u>	<u>一部改定</u>

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則

第1章 総則

第1条（この規則の目的）

この規則は就業規則第24条の定めに基づき、336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局の職員の勤務に対し支給する給与について定めたものである。

第2条（給与の種類）

給与の種類は次の各号の通りとする。

1. 基本給
2. 諸手当
 - イ. 役職手当
 - ロ. 通勤手当
 - ハ. 時間外勤務手当

第3条（給与の構成）

給与の構成は次の通りとする。

1. 基準内給与 基本給、役職手当
2. 基準外給与 通勤手当、時間外勤務手当

第4条（給与の計算および支払い方法）

職員の給与は前月21日より当月20日までを1給与計算期間とし、その期間の給与を毎月25日に本人に通貨をもって、もしくは本人の同意を得て本人の指定する金融機関の口座への振込みをもって支払う。

第5条（給与の日割計算）

給与計算期間の途中において採用、退職、解雇その他給与支払いの上の異動が生じた場合は、日割計算をもって給与を支払う。

(2) 給与の日割計算は次の算出による。

日割計算＝賃金月額÷{(365日－年間所定休日)×1/12}

※ 賃金月額＝基本給

※ 年間所定休日＝就業規則第8条に定める休日総数

※ 時間割計算＝賃金月額÷138

※ 時間割計算は円位未満を四捨五入

(3) 不就業の扱い

次の各号の一に該当する場合は、その期間の給与を控除するか、または支給しない。

1. 欠勤および遅刻、早退、外出等の使用による不就業
2. 休業による不就業
3. ガバナー協議会の指示に基づかない就業

第2章 基本給

第6条（基本給）

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

(2) 昇給については年1回7月に行う。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

第7条（控除）

所得税、市民・住民税、社会保険料、協定による積立金等については給与から控除する。

第3章 諸手当

第8条（役職手当）

事務局長に対しては、役職手当を支給する。

事務局長 50,000 円

(2) 役職手当は月額とし、超過勤務手当、休日出勤手当は支給しない。

第9条（通勤手当）

1. 電車、バスの交通機関を利用して通勤するものには、通勤手当を支給する。その額はガバナー協議会が定める。
2. 自家用車を利用して通勤するものには、自宅から指定勤務地間の最短距離により下表に基づいた計算により支給する。

通勤距離（片道基準）	月 額		
	18 日以上	11 日以上 18 日未満	10 日以下（日割計算）
5 km未満	3,000	1,800	120
5 km以上 10 km未満	6,000	3,600	240
10 km以上 15 km未満	9,000	5,400	360
15 km以上	12,000	7,200	480

第10条（時間外勤務手当）

所定終業時間外または休日に勤務した場合は、勤務した時間数に対し、各々超過勤務手当および休日勤務手当として第5条に規定した時間割計算額に1.25（法定休日については1.35）を乗じた額を支給する。

第4章 退職金・賞与

第11条（退職金の支給範囲と算出）

満3年以上勤務し退職（解雇および本人の死亡を含む）した場合は、次の基準により基本給と勤務年数・倍率を乗じた退職金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合は減給または支給しない。

勤務年数	倍率
3 年以上 10 年未満	1.0 か月
10 年以上 20 年未満	1.1 か月
20 年以上	1.2 か月

第12条（勤続年数）

勤続年数の計算で1年未満は1ヶ月につき1/12、1ヶ月未満は1ヶ月とする。

第13条（賞与）

賞与は年2回、支給時期に6ヶ月以上在籍する事務局員に対して、夏季および冬季に支給する。

第14条（支給日）

賞与の支給日は次の通りとする。但し、その支給日が休日の時はその前日とする。

夏季賞与 6月10日

冬季賞与 12月10日

第15条（賞与の額）

賞与の額は、1回につき基本給の1.5ヶ月分とする。

第5章 慶弔に関する祝い金、弔慰金および見舞金

第16条（慶弔・見舞金額）

職員およびその家族の慶弔あるいは罹病、災害に際しては336複合地区慶弔規程の定めによる。

第6章 附則

第17条（施行および改廃）

この給与規則は2003年7月1日施行する。

また、この改廃は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2004年8月21日 一部改定

2005年8月20日 一部改定

2013年8月1日 一部改定

2014年7月1日 一部改定